

さがすたいる推進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、みんながしぜんに支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広め、もって人にやさしい地域の創出を図るため、補助対象者が実施する「さがすたいる」を推進する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「さがすたいる」とは、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、みんながしぜんに支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチをいう。
- (2) CSOとは、Civil Society Organizationsの略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体をいう。
- (3) 民間事業者とは、個人又は法人その他の団体であって、事業を行うもの（行政機関等、CSOを除く）をいう。
- (4) 補助対象者とは、佐賀県内の市町、佐賀県内に事務所を有するCSO、佐賀県内に店舗又は事業所を有する民間事業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が佐賀県内で実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 「さがすたいる」を広め、人にやさしい地域の創出を目的とするもの
- (2) 補助対象者が直接又は委託等（障害、子育て、外国人などの当事者・CSOの参画）により佐賀県内で実施するもの
- (3) 県が定める別添1「さがすたいる」のロゴ及び理念を明示して実施するもの
- (4) 県が定める別添2「みんなで楽しむイベントづくりサポートブック」（佐賀県県民環境部県民協働課作成）を参照して合理的配慮を講じて実施するもの
- (5) 事業の実施場所に「さがすたいる」を紹介するコーナーを設置し、来場者又は参加者への周知を行うもの

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象経費及び補助率（補助上限額）は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助対象者	補助率 (補助上限額)
<p>補助対象者が作成する実施計画に掲げる交付対象事業に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等。ただし、第4条第3項各号に掲げる経費及びハード整備等を除くものとする。）で、次の各号に掲げるもの。</p> <p>(1) 県民を対象に、「さがすたいる」を広めることを目的に実施するもの</p> <p>(2) 店舗等を対象に、人にやさしい施設やサポートを促すことを目的に実施するもの</p> <p>(3) みんながしぜんにまざり合い交流できる機会づくりを目的として実施するもの</p> <p>(4) 補助対象者の職員を対象に、「さがすたいる」の理解を広めることを目的として実施するもの</p> <p>(5) その他知事が必要と認めるもの</p>	<p>市町 CSO 民間事業者</p>	<p>1 / 2 (1, 000 千円)</p>

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内の額又は1,000千円のいずれか小さい額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 次の各号に掲げる事項に該当する場合は、対象経費外とする。

- (1) 特定の個人、企業の財産形成又は営利を目的とするもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (3) 補助対象者の人件費、食糧費、報償費、車両賃借費、光熱水費に係る経費
- (4) ソフト事業の実施に直接必要な最小限度の備品のうち一品の取得価格が10万円以上のもの
- (5) 出資・出捐・貸付及び不動産の取得・賃借に要するもの
- (6) 既に実施している事業において、この補助金を受けることにより単に財源の付け替えに該当するものと知事が認めるもの
- (7) 県及び県の外郭団体等の補助金を受けて実施するもの
- (8) 県の交付決定前に購入、契約等を行うもの
- (9) 間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙、振込手数料、通信費、送料など）
- (10) その他知事が不相当と認めるもの

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請書（様式第1号）を、知事が別に定める日までに1部、知事に提出しなければならない。

- 2 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、間接補助事業を実施する市町は、規則第2条第3項に定める間接補助金（以下「間接補助金」という。）の交付に際しては、規則第2条第4項に定める間接補助事業（以下「間接補助事業」という。）を実施するCSO又は民間事業者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次に掲げる（5）から（12）までの条件を付すこと。この場合において、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町長」と読み替えるものとする。

- （1）規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2）補助金額に変更が生じる場合又は補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りではない。
 - ア 補助金額に変更がなく、対象経費の区分間の20%以内の金額の変更
 - イ 入札実施による補助金額の減額
- （3）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- （4）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （5）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から5年間保管すること。
- （6）取得財産等を処分することにより収入があると認められる場合には、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- （7）取得財産等については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

- (8) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し、仕入税額控除額の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- (10) 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
- (11) 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- (12) 補助対象者又は補助対象者の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが明らかとなったときは、交付決定の全部を取り消すこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7777号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ク イからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、規則第6条の規定による通知を受領した日から14日以内とする。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、補助事業遂行の状況に関し、知事から状況報告の求めがあったときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項の規定による実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出は、補助対象事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とし、提出部数は1部とする。
- 3 第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金額から減額して知事に報告しなければならない。
- 4 第5条第3項ただし書きの規定により補助金の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告を速やかに知事に行うとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができるものとする。

- 2 規則第15条第2項において準用する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

附 則 (令和6年3月25日)

この要綱は、令和6年3月25日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則 (令和7年4月1日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則 (令和8年4月1日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。